

パブリックコメントに寄せられた御意見の概要及び御意見に対する考え方

※御意見の全体像が分かるように、代表的な意見を抽出し、整理しております。

通し 番号	条項等	寄せられた御意見の概要	御意見に対する考え方
1	商品先物取引法施行規則(以下「規則」という。)第102条の2第1号	意見公募時の商品先物取引法施行規則案(以下「改正案」という。)第102条の2第1号のイ、ロ及びニに定める契約は取引を行うための基本契約と理解しているが、ハに定める有価証券の信用取引に係る契約についても同様の理解でよいのか。	御理解のとおり、具体的取引を行うにあたっての必要事項(口座の開設に必要な情報等)を定めた契約をいいます。
2	規則第102条の2第1号	改正案第102条の2第1号では、イの「令第30条に規定する商品取引契約」及びロの「金融商品取引法施行令第16条の4第1項に規定する金融商品取引契約」について経験要件を定めていないので、基本契約を締結していれば取引の実績がなくてもハイリスク取引経験者である「既契約者」に該当するとの理解でよいのか。	御理解のとおりです。 なお、意見公募時の改正案における「既契約者」は、成案においては自社とハイリスク取引に係る契約関係にある者である「継続的取引関係にある顧客」(規則第102条の2第1号)と他社とハイリスク取引に係る契約関係にある者である「他社契約者」(同条第2号)に分けて規定しています。
3	規則第102条の2第1号	「経験者」ということについては、改正案では、商品取引や金融商品取引については過去に契約を締結していたことを要件とするだけであるのに対して、信用取引や市場FX取引については、勧誘の日において「その契約締結後90日以上を経過していること」、かつ、「勧誘の日の前1年間に2以上の取引を行ったこと又は勧誘の日に未決済の取引残高(建玉)があること」を要件としている。しかし、商品取引や金融商品取引については何ら制限はなく、過去に契約を締結していればそれだけで足り、「勧誘の日の前1年間に2以上の取引を行ったこと又は勧誘の日に未決済の取引残高(建玉)があること」がなくても構わないことになるのに対して、同じ証拠金(保証金)取引である信用取引やFX取引だけに「勧誘の日の前1年間に2以上の取引を行ったこと又は勧誘の日に未決済の取引残高(建玉)があること」という要件を課すことの必要性については疑問である。 そして、例えば10年以上前に商品取引の契約をしたが1か月ほどしか取引をしなかった者について、「経験者」というカテゴリーでとらえて良いものかはおお検討すべきであって、むしろ統一して、例えば一定期間内において商品取引、信用取引、FX取引などリスクある商品の取引経験があることという基準だけでも十分であると考えられる(取引の量について一定の基準を定めることも考えられよう。)	商品先物取引についての知識経験等について総合的に勘案した結果、御指摘のように規定しております(規則第102条の2第1号)。 商品先物取引や金融店頭デリバティブ取引の既契約者については、これらの取引がハイリスクであることから、既に商品先物取引についての理解を十分に有していると考えられ、更なる要件を課していないところです。 一方、金融市場デリバティブ取引や信用取引については、不招請勧誘が禁止されておらず、総じてそのリスクは商品先物取引より低いものと考えられます。 このため、委託者保護の観点から、これらの取引の契約者については、「契約締結後90日以上を経過していること」等の条件を課しており、そのリスクに応じた要件設定としているところ です。 また、10年以上前に契約をし、取引もしたが、現在は既に契約関係にない者については、「継続的取引関係にある顧客」(規則第102条の2第1号)又は「他社契約者」(規則第102条の2第2号)には当たらないため、第102条の2第3号の規定が適用され、経験者としては扱われないこととなります。
4	規則第102条の2第2号	改正案第102条の2第1号は、ハイリスク取引の経験者に対する勧誘を不招請勧誘禁止の適用除外とするものであるが、現行の規則第102条の2では、当該商品先物取引業者との「継続的取引関係にある顧客」とされているものを、「既契約者」として、自社以外の顧客に対する不招請勧誘を禁止の適用除外に含めようとする。しかし、自社以外の顧客に対する、商品先物取引の勧誘を目的とする電話又は訪問による勧誘を誘発したり、客観的資料等による確認がなされないまま、自社以外の商品先物取引業者との間でハイリスク取引の経験があると申告させて、自社との商品先物取引契約を締結させるおそれのあるものであるから、反対である。	御意見も踏まえ、成案では、「他社契約者」(注:意見公募時の改正案では「既契約者」に含まれます。)であるか否かについては、顧客が自ら申告した書面によって確認するものとした上で、申告書面の内容が事実と異なり、顧客が他社契約者に当たらないことを業者が知っていた場合には、当該顧客への勧誘は法令違反となる旨規定しました(規則第102条の2第2号口)。 また、業者に都合の良い申告書面の内容を記載するよう業者が当該顧客を故意に誘導した場合には、顧客が他社契約者に当たらないことを業者が確認したものはいえず、当該顧客への勧誘は法令違反となります(商品先物取引業者等の監督の基本的な指針(以下「監督指針」といいます。))Ⅱ-4-3-1(5)⑦イ)。
5	規則第102条の2第2号	他社とのハイリスク取引の継続的取引関係を確認する手段としては当該顧客の自己申告によるもので足りるとの理解でよいか確認したい。	御理解のとおり、「他社契約者」であるか否かの確認は、顧客が自ら申告した書面によって行います(規則第102条の2第2号口)。

6	規則第102条の2第2号	改正案第102条の2第1号イからニに掲げる契約事実の確認方法は、いくつか考えられますが、勧誘を受ける段階で顧客が商品先物取引業者に対して他社での取引量等を実際の取引報告書等を用いて証明する方法は、勧誘段階でいたずらに残高(資産状況)や取引量等を晒すことになり、顧客のプライバシー保護を鑑みれば適切な方法ではないと考えます。	御意見のとおり、「他社契約者」であるか否かの確認は、顧客が許容する範囲内で、適切な方法で行う必要があり、顧客のプライバシーにも配慮するため、成案においては、当該確認については、顧客が自ら他社契約者である旨申告した書面によって行う旨規定しています(規則第102条の2第2号口)。
7	規則第102条の2第2号	顧客自ら任意に提出ないし提示いただける場合は別として、当該契約事実の確認方法としては、顧客からの口頭や自書の申告で足りるとの理解でよろしいでしょうか(例えば、顧客が取引報告書等の残高箇所だけを隠して取引事実のみ提示するという対応は、取引量からある程度の残高を知ることができるので顧客のプライバシー保護に欠けると考えます。))。	同上
8	規則第102条の2第2号	改正案第102条の2第1号では、他の業者での取引経験者に対して範囲を拡大するが、他の業者と取引経験があったかは、勧誘を開始しなければ判明しないのであり、手当たり次第の不招請勧誘を助長する結果となりかねない。さらには、個人情報上の不正取得や顧客名簿の流出などを誘発しかねない。公設の顧客情報登録機関を設置して顧客情報を管理するなどの対策が取られない限り、このような改正を行うべきではない。	成案では、契約できる条件を説明し、条件に該当しない場合にはそれ以上の勧誘はできないこととなっており、手当たり次第の勧誘は行われないう措置しているところです(規則第102条の2第2号イ、監督指針Ⅱ-4-3-1(5)⑦イ)。また、こうした違法行為が行われないう、御意見も踏まえ、監督を強化してまいります。 なお、個人情報の管理については、規則第124条第1項第3号及び第4号並びに監督指針Ⅱ-4-3-3において、顧客情報の管理体制を定めるべき旨規定しているところであり、適切な監督を通じて個人情報の保護を徹底させていく考えです。
9	規則第102条の2第2号	損失限定取引の勧誘時において、改正案第102条の2第1号に規定する「既契約者」に該当するFX、市場デリバティブ等の経験者である事実が判明し、かかる事実を示す証拠も確認できた場合は、通常取引の勧誘を行うことが出来るとの理解でよいか確認したい。	「他社契約者」(注:意見公募時の改正案では「既契約者」に含まれます。))に対して通常取引(損失限定取引以外の商品先物取引契約)の不招請勧誘を行うためには、規則第102条の2第2号(注:意見公募時の改正案では同条第1号に含まれます。))に規定する条件を満たす必要があります。したがって、御質問の場合には、例えば、損失限定取引の勧誘に併せて規則第102条の2第2号イの説明を行っているなどの場合を除き、通常取引の勧誘を行うことはできないこととなります。
10	規則第102条の2第3号	改正案第102条の2第2号では、不招請勧誘の対象となる顧客について「既契約者を除く。」と規定している。よって、同条第1号に規定するハとニの経験者要件に満たない経験者(①ハ又はニに掲げる契約を最初に締結した日から90日を経過していない者、②勧誘の日前1年間に2以上の当該契約に係る取引を行っていない者、契約の日に未決済の当該契約に係る取引の残高がない者)は同条第2号の対象者に含まれるとの理解でよいか。	御理解のとおりです。 なお、意見公募時の改正案第102条の2第2号の規定に相当する規定は、成案では同条第3号の規定となっています。
11	規則第102条の2第3号	改正案第102条の2第2号本文では「商品取引契約を締結するまでの間に、身分証明書その他の当該顧客の年齢又は生年月日を証する書面により、当該顧客が70歳未満であることを確認することを条件として行う」勧誘を認めておりますが、この本文によれば同号を適用対象とする顧客について、勧誘開始時に70歳未満であることを確認し、同号イの要件(商品取引契約の内容として当該契約締結時から7日の経過及び所定の理解度の確認を条件とすること)を満たしていれば、当該顧客が商品取引契約の締結時に70歳以上であっても商品取引契約の締結は可能であるという理解でよろしいでしょうか。	意見公募時の改正案第102条の2第2号においては御指摘のとおり規定しておりましたが、成案においては、ハイリスク取引の未経験者については、顧客が65歳未満でなければ商品取引契約の基本契約を締結することができない旨説明することが条件である旨規定しております(規則第102条の2第3号イ)。 したがって、顧客の年齢の確認については、電話又は訪問の後、商品取引契約の基本契約の締結までの間に行うこととなりますが、かかる基本契約の締結時に顧客が65歳未満である必要があります。
12	規則第102条の2第3号	年金等生活者への勧誘が不適当な勧誘であることは、未経験者すなわち施行規則第102条の2第2号にのみ妥当するものではなく、経験者についても当然妥当させるべきものであると考えられる。	ハイリスク取引の経験者については、既にかかる取引についての知識経験等を有しているものと考えられることから、顧客保護の観点から不要と考えられます。

13	規則第102条の2第3号	改正案第102条の2第2号の規定による勧誘において、年金生活者への勧誘を適合性原則違反の不相当勧誘に位置付けることは合理性を有するが、例外なく適合性原則違反として契約ができないとする取扱いには疑問が残る。年金生活者であっても、60歳代の場合などには十分な余剰資産を保有し、通常の取引能力と投資意欲を有するケースは少なくないのであって、個別具体的な審査による勧誘対象者としての適合性判断を例外的に許容すべきものとする。	意見公募時の改正案では、年金生活者への不招請勧誘を適合性の原則に照らして不相当と認められる勧誘である旨位置付けることとしておりましたが、消費者保護に関する御意見も踏まえ、成案では、自ら働いて所得を稼ぐことが難しい者が、その生活の支えとしている資金を失うことがないようにする観点から、ハイリスク取引の未経験者について、年金等生活者への勧誘を禁止することとしました(規則第102条の2第3号イ(2))。 こうした措置により、顧客保護に留意しつつ市場の活性化を図って行く考えです。
14	規則第102条の2第3号	未経験者について、70歳以上の場合には不招請勧誘禁止の対象とする。ここにいう勧誘とは基本契約締結の勧誘であろうが、そうであれば、69歳で基本契約が締結されていれば、顧客が75歳になっても80歳になっても、取引をしたいといって注文をした場合に、商品先物取引業者はこれを拒むことはできないことになる(拒めば債務不履行となる。)。年齢によって勧誘の禁止態様が異なるような法令は他にあるのか不明であるが、法令で70歳で線引きをすることの合理性を説明する必要がある。 また、改正案では、70歳未満であることを確認せずに取引がなされた場合には(本人確認の点からこのようなことはあり得ないであろうが。)事業者の計算によるものとみなすとしているが、その法的根拠も示すことも求められよう。	年齢要件について、意見公募時の改正案では、顧客保護の観点から、70歳以上の者に対する不招請勧誘は認めない旨の一定の要件を課すこととしていましたが、関係者の御意見を踏まえ、成案においては、年金受給年齢など社会的な通念に鑑み、65歳と定めたものです。 なお、成案において、65歳未満で基本契約を締結する場合においても、年齢要件だけでなく、年金等生活者の要件、年収要件、理解度確認等により、その契約に至るまでに重層的な委託者保護措置が講じられているものであり、年齢によって直ちに契約が可能となるわけではありません。(規則第102条の2第3号イ)。 また、不招請勧誘の禁止の適用除外を認めるに当たっては、法第214条第9号の規定により、委託者等の保護に欠け、又は取引の公正を害するおそれがない行為であることが条件となります。このため、規則において、委託者等の保護に欠けることがない行為であることを満たす条件の一つとして、商品先物取引業者と顧客の間の契約においてみなし計算規定を定めることとしたところです。
15	規則第102条の2第3号	年金等生活者に対する勧誘を、例外なく不相当な勧誘とすることは、被害防止の観点から一定の効果を持ち得るものではあるが、顧客から、給与所得等の定期的所得により生計を立てていることを客観的資料により確認することを義務付けなければ、不十分である。	成案においては、年金等生活者でないことについて、顧客が年収及び保有金融資産額の内訳を申告した書面により確認することを義務付けております(規則第102条の2第3号ロ(2))。
16	規則第102条の2第3号	一旦不招請勧誘によって商品先物取引業者従業員のセールストークを信じて基本契約の締結をした者は、その程度の期間では翻意の可能性は低く、また、理解度確認の書面についても、同従業員から「取引を開始するのに必要な書面である」などと言われ、それに従って作成してしまうことは、これまでの被害例において多々見られたところであり、この期間を、例えば旧海外商品市場における先物取引の受託等に関する法律における14日に拡大するとしても、不招請勧誘による商品先物取引被害の歯止めになるとは考えられないものである。これをもって「委託者等の保護に欠け、又は取引の公正を害するおそれのない行為」とは到底言えない。	今回の改正においては、熟慮期間や理解度確認のみによって顧客保護を図っているものではなく、年齢要件や資産要件、内部統制体制の構築義務等、重層的な規定により委託者保護を図っているものです。 また、規則第102条の2第3号イ(3)(i)(注:意見公募時の改正案では同条第2号イ)に基づく理解度確認とは、商品先物取引とはハイリスク、ハイリターン取引であること、短期間で大きなリターンがある一方、短期間で証拠金額以上の損失が発生する可能性がある取引であること等の理解をテスト形式で確認するものです。 理解度確認を行うに当たっては、解答の示唆など外務員の関与を認めないこととしており、それにより委託者の保護を図ることとしています(監督指針Ⅱ-4-3-1(5)⑦ロ(iii))。 なお、当該テストについては、意見公募時の改正案では、商品先物取引契約の基本契約締結後、取引開始までに行うこととしておりましたが、成案においては、基本契約締結までに行うこととしており、理解度がないと認められる場合には、基本契約の締結ができないことになります。

17	規則第102条の2第3号	商品先物取引法(以下「法」という。)第217条第1項第1号から第3号までに掲げる事項について、商品先物取引業者は法第218条に基づいて商品取引契約を締結しようとする場合に契約締結前交付書面を交付して説明し、商品先物取引業務に関する規則第7条第4項に基づいて顧客が説明を受けて理解したことを確認している。今回、改正案第102条の2第2号イに「当該商品先物取引業者が法第217条第1項第1号から第3号までに掲げる事項について適切な理解がなされているかどうか」と規定しているが、この「適切な理解」とは契約締結時に顧客が説明を受けて理解したことを再確認するとの趣旨であると解されるがどうか。	規則第102条の2第3号イ(3)(i)(注:意見公募時の改正案では同条第2号イ)に基づく理解度確認とは、商品先物取引とはハイリスク、ハイリターン取引であること、短期間で大きなリターンがある一方、短期間で証拠金額以上の損失が発生する可能性がある取引であること等の事項を理解をテスト形式で確認するものです。 御指摘のとおり、当該事項は、契約締結前交付書面の内容にも含まれておりますが、不招請勧誘禁止の適用除外の条件である当該事項についての十分な理解を確認するために、テストを行うものです。
18	規則第102条の2第3号	ハイリスク・ハイリターン及び証拠金を超える損失の可能性に対する理解だけではなく、損をする確率が高い仕組みであり、大半の人が大損して退場している等の理解が必要ではないか。	理解度確認では、商品先物取引において損失が発生する場合の理解をテスト形式で確認するものです。理解度確認においては、具体的な事例に基づき損失が発生するケースについてテストを行いたいと考えております。
19	規則第102条の2第3号	「理解を確認した場合に限り」という規定も、消費者の適合性を図ることは簡単にできることではなく、アンケート形式の書面で「理解した」というところにチェックをさせ、署名捺印をもらうだけのものでは、本当の意味で理解度を確認できているとは言えず、規定が形骸化してしまう懸念があります。他の適合性の確認を必要とする金融取引では、適合性の有無(消費者の知識の点において)の判断において大きなトラブルとなっている現状があります。	理解度確認とは、商品先物取引がハイリスク、ハイリターン取引であること、短期間で大きなリターンがある一方、短期間で証拠金額以上の損失が発生する可能性がある取引であること等の顧客の理解をテスト形式で確認するものです。 理解度確認には外務員は関与してはならないこととしており、ご指摘のような署名捺印をもらうだけのチェックの仕組みとならないよう、その運用を適切に行って参ります。
20	規則第102条の2第3号	当社では、顧客の理解度確認を商品取引契約の締結前に実施しておりますが、改正案第102条の2第2号イでは「適切な理解がなされているかどうかを…(理解度を)当該商品取引契約の締結後に確認した場合」に受注ができるとあります。取引の理解度は契約締結時の適合性の審査にも影響を及ぼすものであり、必ずしも商品取引契約の締結後に確認する性質のものではないと考えます。前述の「当該商品取引契約の締結後に」は削除されるべきではないでしょうか。	意見公募時の改正案では、第102条の2第2号イにおいて、商品取引契約の基本契約締結後に理解度確認を行うこととしておりましたが、御意見も踏まえ、委託者保護の観点から、成案においては、商品取引契約の基本契約を締結するまでに言う旨規定しました(規則第102条の2第3号イ(3)(i))。
21	規則第102条の2第3号	勧誘時においては、商品取引契約を締結するまでの間に、身分証明書等により当該顧客が70歳未満であることを確認し、商品取引契約を締結した日から7日間を経過し、商品先物取引法第217条第1項第1号から3号迄のリスクについての確認を行った後でなければ、商品先物取引法施行令第101条各号の顧客の指示を受けることができないとのことであるが、特に顧客から7日間の取引を開始したい旨の要望があった場合であっても、取引を開始することができないとの理解でよいのか確認したい。	熟慮期間の趣旨は、顧客が取引を行うか否かを改めて判断するための期間を十分に設けることであることから、商品取引契約の基本契約の締結から14日間(注:意見公募時の改正案では7日間)を経過した日まで、取引を行えないこととしています(規則第102条の2第3号ハ(1))。 なお、理解度確認については、御指摘も踏まえ、基本契約の締結前に行うこととしました(規則第102条の2第3号ロ(3))。
22	規則第102条の2第3号	そもそも熟慮期間とは、契約を締結することについて熟慮する期間を確保するための制度であって、熟慮期間を設けるのであれば基本契約の締結前にこれを設けるべきである。具体的には、契約の勧誘を開始して説明を終了した日から一定期間を経過するまで熟慮期間を設け、その間は基本契約の締結をしないように定めることが、本来の熟慮期間である。熟慮期間を設けるのであれば、基本契約を締結するまでの熟慮期間を考えるべきである。 また、改正案は、①基本契約から7日間を経過し、かつ、②取引金額が証拠金の額を上回るおそれのあること等についての顧客の理解度を確認した場合に限り、顧客から取引の指示を受けることができるとされている。しかし、②については、基本契約締結の前に当然なされるべきものであって、実際その確認はなされているであろうから、これをここで再度求めることの意味も不明である。	今回の新規契約者への勧誘に当たっては、契約条件の説明義務、契約条件を満たすことの確認、商品先物取引についての理解度の確認など委託者保護の観点から重層的な要件が講じられているところです。これらの要件を満たすためには、その手続に一定の期間を要することとなるため、その期間において契約を締結することについての熟慮は十分に可能であると考えます。その上、契約締結後の取引に当たっての熟慮期間も設けられていることから、より委託者の保護に配慮した仕組みになっていると考えています。 また、成案においては、理解度確認についての御指摘を踏まえ、契約後ではなく契約前に行うべきものとして再整理しております。

23	規則第102条の2第3号	熟慮期間は、旧海外商品市場における先物取引の受託等に関する法律に類似の規定があったが、トラブル防止にほとんど機能しなかったという歴史的事実を踏まえたものではなく、書面による理解度確認についても、これまでなされていた方法であるが、トラブル防止には役立たなかったものである。	今回の改正においては、熟慮期間や理解度確認のみによって顧客保護を図っているものではなく、年齢要件や資産要件、内部統制体制の構築義務等、重層的な規定により委託者保護を図ることとしております。
24	規則第102条の2第3号	改正案第102条の2第2号イに「当該商品取引契約を締結した日から7日を経過し」と規定しているが、この「7日」は暦との理解でよい。また、商品取引契約を締結した日の翌日から「7日間」を起算するとの理解でよい。	御理解のとおり、熟慮期間については暦日であり、起算日が民法第140条の規定に従って決定されるため、契約した日の翌日から起算した14日間(改正案では7日間)となります。
25	規則第102条の2第3号	改正案第102条の2第2号イに規定する「当該商品取引契約を締結した日から7日」において、商品先物取引業者が顧客の理解をさらに深めるために説明することは可能であると解されるがどうか。	熟慮期間中の14日間(改正案では7日間)においては、顧客自らの意思で、取引を行うか否かを判断してもらう観点から、顧客からの求めがない限り、当該顧客への情報提供等の顧客への接触を行うことは適当ではありません(監督指針Ⅱ-4-3-1(5)㉞ロ(ⅳ))。
26	規則第102条の2第3号	「基本契約から7日間を経過し…」の部分で「商品先物取引の勧誘を告知し、顧客が了承した日から7日間を経過し」と改めて頂きたい。	委託者保護の観点から、契約後に顧客自ら取引を行うか否かをよく考えてもらうことが必要であり、勧誘受諾の意思確認後7日間では勧誘時の説明による誘引効果が大きく、実質的な熟慮期間として意味をなさないため、不適当と考えます。 なお、熟慮期間の日数については上記のとおり、意見公募時の改正案から変更し、14日間としております。
27	規則第102条の2第3号	そもそも、商品先物取引に参加できる適合性の原則にかなう対象者は、十分に分別のある者である。その者に対し、熟慮期間の『7日間』とは余りにも長すぎ、その者の思考能力を低評価し過ぎである。よって、『1日』で充分と考える。	適合性の原則を満たしていたとしても、委託者保護の観点から、顧客自ら取引を行うか否かをよく考えてもらうことは必要であり、1日だけでは実質的な熟慮期間とはいえず、不適当と考えます。
28	規則第102条の2第3号	基本契約から7日間を経過というのは必要ないと思います。大切なのは顧客が取引の仕組み等について理解しているかどうかであって、7日間という制限には特に意味がないかと思えます。また、7日間経過する前に取引をした場合、事業者の計算による取引とみなされるということは、悪質な顧客によっては最初から「裁判等による利益」を得ようとして7日間経過前に強引に取引を開始することも考えられます。その場合はこちらに非がなくとも負担を負うことになりかねませんので、日数経過の制限は付けないほうが良いと思います。	委託者保護の観点から、商品取引契約の基本契約の締結後に、顧客が改めて取引を行うか否かを判断するための期間を十分に設ける趣旨で、14日間(注：意見公募時の改正案においては7日間)の熟慮期間を設けております(規則第102条の2第3号ハ(1))。 また、熟慮期間中は、商品先物取引業者から取引の勧誘を行うこと及び顧客からの取引の指示を受けることが省令において禁止されていることから(規則102条の2第3号ハ(1))、顧客が強引に取引を行うという御懸念の状況は生じないと考えられます。

29	規則第102条の2第3号	改正案102条の2第2号イは、基本契約から7日間経過したこと等を契約の内容としなければならないこととしています。そして、この趣旨は、当該顧客に対して熟慮する期間を与えることであり、クーリングオフ制度と同様であると思われます。しかし、本件の場合、クーリングオフ制度と異なり、基本契約自体は、有効に成立してしまい、これを当然に顧客が解除することができないと解されます。このため、これでは、顧客の保護として不十分だと思います。したがって、他の多くのクーリングオフ制度と同様、書面を受領した日から起算して8日を経過するまでに意思表示を発信することにより、当該顧客が当該基本契約を無条件に解除できることを契約の内容としなければならないこととするべきだと思います。	商品先物取引は相場を有する取引であるため、クーリングオフ制度を導入した場合、相場が不利な場合に契約を解除するといった弊害も考えられます。そのため、クーリングオフ制度は商品先物取引にはなじまないと考えられます。 しかし、クーリングオフ制度によらなくても、基本契約の締結後、まだ取引を行っていない場合には、顧客に損害は発生し得ず、また、既に取引を開始している場合においては、規則第102条の2第2号ハ及び同条第3号ハ(3)の規定に該当するときには、取引が事業者の計算とみなされることとなるため、十分な委託者保護が図られていると考えております。 なお、熟慮期間の日数については、意見公募時の改正案では7日としていましたが、成案においては14日としております(規則第102条の2第3号ハ(1))。
30	規則第102条の2第3号	改正案第102条の2第2号ロに「当該商品先物取引業者が当該取引を自己の計算においてしたもののみならず」と規定しているが、この条項が適用された場合の手続き(取引所における成立した売買の扱い、法定帳簿の記載等)を明らかにされたい。	規則第102条の2第2号ハ及び同条第3号ハ(3)は、商品先物取引業者と顧客との契約条項として、これらの規定に掲げる内容を規定すべきことを規定しています。よって、かかる契約条項に基づき、取引が事業者計算とみなされる場合であっても、商品先物取引業者と顧客との間で金銭の補てん等がなされるのみであり、両者以外の者に対しては、その効果は影響しません。したがって、当該契約条項が適用された場合であっても、取引所において約定した売買や、商品先物取引業者による法定帳簿の記載等については、引き続き委託玉として取り扱われることになります。 なお、意見公募時の改正案では、第102条の2第2号ロにおいて、商品先物取引業者が取引を自己の計算においてしたものとみなす旨を契約の内容とすることを規定していましたが、成案においては、規則第102条の2第2号ハ及び同条第3号ハ(3)において同様に規定しております。
31	規則第102条の2第3号	改正案第102条の2第2号柱書について、年齢確認をしたにもかかわらず、実際には70歳以上であっても、契約自体は有効に成立してしまう。よって、70歳以上の者を保護するため、成立してしまった契約は、当事者の意思表示を待たず、当然に解除されることを契約の内容とするべきではないか。	規則第102条の2第2号ハ又は第3号ハ(3)に掲げる場合において、仮に商品取引契約が解除されたとしても、取引所において取引が既に約定している場合には、損失を被った顧客について有効な保護ができないと考えられます。 したがって、十分な委託者保護を図る観点から、こうした場合には取引を事業者の計算においてしたものとみなす旨の契約条項を定めるべき旨を規定しています(規則第102条の2第2号ハ又は第3号ハ(3))。 なお、年齢要件については、意見公募時の改正案では70歳としておりましたが、成案においては65歳としております(規則第102条の2第3号イ(1))。
32	規則第102条の2第3号	改正案第103条第1項第27号により、取引が禁止されることから、解除するまでもなく、無効であるとも考えられる。しかし、法規違反の契約が民法上無効になるかどうかを明確にするべきではないか。	規則第103条第1項第27号の規定は、規則第102条の2第2号ハ又は第3号ハ(1)から(3)までの規定に基づく契約条項に反することを、法令違反として規定するものです。 仮に商品取引契約が無効とされたとしても、取引所において取引が既に約定している場合には、損失を被った顧客について有効な保護ができないと考えられます。 したがって、十分な委託者保護を図る観点から、こうした場合には取引を事業者の計算においてしたものとみなす旨の契約条項を定めるべき旨を規定しています(規則第102条の2第2号ハ又は第3号ハ(3))。
33	規則第102条の2第3号	改正案第102条の2第1項第2号イに反するなど取引を行った場合は、当該取引が益計算の場合であっても、損得に係わらず自己の計算によるものとなるとの理解でよいか確認したい。	規則第102条の2第2号ハ又は同条第3号ハ(3)の規定に定める内容が規定された契約条項により、取引が事業者の計算においてしたものとみなす場合については、御理解のとおり、当該取引の損得にかかわらず、商品先物取引業者の計算によるものとみなされます。

34	規則第102条の2第3号	改正案第102条の2第2号に基づいて顧客に対して不招請勧誘を行ったところ、当該顧客から熟慮期間の7日を望まないとの理由で勧誘の要請があった場合、その時点から商品先物取引法施行令第30条に規定する商品取引契約の勧誘を行えるとの理解でよいのか。	商品先物取引業者が顧客に対して規則第102条の2第3号(注:意見公募時の改正案では同条第2号)の規定に係る商品取引契約の締結の不招請勧誘を開始した後、顧客から商品取引契約の締結の勧誘の要請があった場合であっても、当該要請が当初の不招請勧誘がなされたことを受けて行われたものである場合には、顧客からの自発的な要請とは認められないため、商品先物取引業者は同号の規定に係る商品取引契約の締結の勧誘を行うことはできません(監督指針Ⅱ-4-3-1(5)②)。 なお、熟慮期間の日数については、意見公募時の改正案では7日としていましたが、成案においては14日としております(規則第102条の2第3号ハ(1))。
35	規則第102条の2第3号	改正案案第102条の2第2号イに規定する7日間かつ理解度確認前に顧客が自ら「いますぐ取引を開始(建玉)したい。」と申し出たときには、招請の勧誘があったものとして、招請勧誘の手続きによって改めて商品取引契約を締結する必要があるとの理解でよろしいでしょうか。仮に、そうだとしたら、商品先物取引業者は、商品の価格形成、商品市場における取引の公正さ、委託者による取引意思の保護(商品先物取引法第1条)の観点から、当該顧客の申し出を受け入れ、直ちに取引を開始できるようにすべきではないでしょうか。	商品先物取引業者が顧客に対して規則第102条の2第3号(注:意見公募時の改正案では同条第2号)の規定に係る商品取引契約の締結の不招請勧誘を開始した後、顧客から商品取引契約の締結の勧誘の要請があった場合であっても、当該要請が当初の不招請勧誘がなされたことを受けて行われたものである場合には、顧客からの自発的な要請とは認められないため、商品先物取引業者は同号の規定に係る商品取引契約の締結の勧誘を行うことはできません(監督指針Ⅱ-4-3-1(5)②)。 なお、熟慮期間の日数については、意見公募時の改正案では7日としていましたが、成案においては14日としております(規則第102条の2第3号ハ(1))。また、理解度確認については、意見公募時の改正案では、商品先物取引契約の基本契約締結後、取引開始までに行うこととしておりましたが、成案においては、基本契約締結までに行うこととしています(規則第102条の2第3号ロ(3))。
36	規則第102条の2第3号	不招請勧誘の禁止に抵触しない事例において、改正案第102条の2第2号により行うことが可能とされている勧誘に際して、年齢確認により70歳以上であると判明したので、勧誘中止を直ちに行ったが、同顧客より通常取引の勧誘要請があれば、管理部門の審査手続きを踏んだ後、勧誘を行うことが可能であるという考え方でよいか確認したい。	御指摘の事例については、勧誘を行うことは禁止されます。商品先物取引業者が顧客に対して規則第102条の2第3号(注:意見公募時の改正案では第102条の2第2号)の規定に係る商品取引契約の締結の不招請勧誘を開始した後、顧客から商品取引契約の締結の勧誘の要請があった場合であっても、当該要請が当初の不招請勧誘がなされたことを受けて行われたものである場合には、顧客からの自発的な要請とは認められないため、商品先物取引業者は同号の規定に係る商品取引契約の締結の勧誘を行うことはできません(監督指針Ⅱ-4-3-1(5)②)。 なお、年齢要件については、意見公募時の改正案では70歳としておりましたが、成案においては65歳としております(規則第102条の2第3号イ(1))。
37	規則第102条の2第3号	規則第102条の2第2号は、70歳以上の場合には契約できないとするものの、商品先物取引業者が70歳以上の顧客に対して、勧誘目的で電話又は訪問すること自体を禁止する文言ではなく、商品先物取引業者が、顧客に勧誘目的で無差別に電話又は訪問を行って顧客との接点をもった後、当該顧客が70歳以上であった場合には、後日、当該顧客から商品先物取引を行いたいとの申出があったとして、商品先物取引を開始させるといった潜脱行為が行われることは容易に予想されることである。	商品先物取引業者が顧客に対して規則第102条の2第3号(注:意見公募時の改正案では同条第2号)の規定に係る商品取引契約の締結の不招請勧誘を開始した後、顧客から商品取引契約の締結の勧誘の要請があった場合であっても、当該要請が当初の不招請勧誘がなされたことを受けて行われたものである場合には、顧客からの自発的な要請とは認められないため、商品先物取引業者は同号の規定に係る商品取引契約の締結の勧誘を行うことはできません(監督指針Ⅱ-4-3-1(5)②)。 政府としては、かかる潜脱行為が行われないよう、厳しく監督してまいります。 なお、年齢要件については、意見公募時の改正案では70歳としておりましたが、成案においては65歳としております(規則第102条の2第3号イ(1))。
38	規則第102条の2第3号	改正案第102条の2第2号について、70歳以上の顧客に対して勧誘目的で電話又は訪問すること自体を禁止する文言はなく、無差別な電話等により顧客との接点を持った後に70歳以上の顧客から取引を行いたいとの申出があったとして、取引を開始させるといった潜脱行為が行われるケースが多くでるのではないかと。	同上

39	監督指針	監督指針改正案は、Ⅱ－４－２(４)②イにおいて、顧客が70歳未満か70歳以上かを問わず、給与所得等の定期的所得以外の所得である年金、恩給、退職金、保険金等(以下「年金等」という。)により生計を立てている者とは契約できないとしている。 年金等生活者に対する勧誘を、例外なく不適当な勧誘とすることは、被害防止の観点から一定の効果を持ち得るものではあるが、顧客から、給与所得等の定期的所得により生計を立てていることを客観的資料により確認することを義務付けなければ、不十分である。	顧客が年金等生活者であるか否かについては、確認の実効性を高めつつ顧客の申告負担を軽減する観点から、顧客が自らの収入の内訳(給与、年金等の額)を申告した書面によって確認することとしています。その際、業者に都合の良い申告書面の内容を記載するよう業者が当該顧客を故意に誘導した場合には、顧客が他社契約者に当たることを業者が確認したものはいえず、当該顧客への勧誘は法令違反となります(監督指針Ⅱ－４－３－１(５)⑦イ)。 なお、年齢要件については、意見公募時の改正案では70歳としておりましたが、成案においては65歳としております(規則第102条の2第3号イ(1))。
40	監督指針	商品先物取引被害は、年金等生活者を顧客とする場合に限らないのであって(現に、不招請勧誘禁止規制導入後の被害例にも年金等生活者以外の被害事例が含まれている。)、監督指針によって年金等生活者に対する勧誘を不適当な勧誘として位置付けたとしても、なお、多くの被害の発生を防ぐことはできない。	今回の改正においては、年金等生活者への勧誘を制限することのみによって委託者保護を図っているものではなく、年齢要件や資産要件、内部統制体制の構築義務等、重層的な規定により顧客保護を図っているものです。したがって、御指摘の年金等生活者以外の保護にも対応した内容としております。 なお、成案においては、年金等生活者への勧誘が行えない旨は、規則で規定しました(規則第102条の2第3号イ(2))。
41	監督指針	習熟期間は、従来の委託者保護ガイドラインにおいて、商品先物取引未経験者の保護措置に関する規定として適合性の原則関係として盛り込まれていたものであり、商品先物取引業者の不正行為を量的に具体的に規制するものとして重要であるにもかかわらず、現行の監督指針策定の際に削除したことが問題であったのであって、不招請勧誘による顧客であるか否かを問わず、当然に設けられるべきものであり、契約締結前の不招請勧誘の禁止を緩和する理由となるものではない。	旧・委託者ガイドラインにおいて規定されていた習熟期間については、監督指針を策定する際に、商品先物取引の未経験者に対する勧誘について、適合性の原則に照らし不適当と認められるおそれがある勧誘と位置付けるなど十分な委託者保護を図ったことから、廃止したものです。今般、一定の要件を満たした顧客に対する不招請勧誘を可能とするに当たり、十分な委託者保護を図るため、当該顧客について、新たに習熟期間を導入することとしたものです。 なお、今回の改正においては、習熟期間の設定のみによって顧客保護を図っているものではなく、年齢要件、年収・資産要件、内部統制体制の構築義務等、重層的な規定により、顧客保護を図っています。
42	監督指針	今回の改正案102条の2第2号は、例外規定を大幅に拡大し、事実上、70歳未満の顧客に対する、無差別の電話訪問勧誘を解禁する内容で、不招請勧誘の禁止規定は骨抜きになる。熟慮期間制度など、意味がない。 70歳未満でも、監督指針で、年金生活者への勧誘や、習熟期間を経過しない顧客への勧誘を制限するとあるが、昔からある自主規制・ガイドラインで、それでもトラブルは減らなかった。 投機性の高い商品先物取引は、本来、投資知識・経験が豊富で、余裕資金のあるプロ投資家が行うべきで、訪問・電話勧誘など好ましくない。	成案は、改正案に比べ、年齢要件の引き下げ、年収・資産要件の新設等顧客保護が強化されており、無差別の勧誘を認めるものではありません。また、成案では、年齢要件、年収・資産要件、年金等生活者への勧誘禁止、習熟期間の設定、内部統制体制の構築義務等、重層的な規定により委託者保護を図っているところですが、プロ投資家の市場参加には、商品先物市場の活性化が必要であり、今回の見直しにおいて、商品市場の活性化と顧客保護が両立できるよう、しっかりと対応してまいります。
43	監督指針	ハイリスク取引の未経験者について、投資可能資金額の範囲内で取引すべき「一定の期間」として「最低」90日と記してあるが、業者により対応が分かれることが懸念されるため、「最低」を削除すべきである。また、「90日」の解釈も業者により分かれる可能性があるため、「3ヶ月」と変更すべきである。	「最低90日」とした場合、顧客によっては90日以上投資上限額の3分の1の範囲内で取引が行われることになり、単に「90日」とした場合以上に顧客の保護が図られる場合があることから、「最低」を削除することは適当ではありません。 また、「3ヶ月」とすると月により日数が異なるため、一定期間の終了日を誤認するおそれもあることから「90日」とすることが適当です。 なお、意見公募時の監督指針の改正案における「投資可能資金額」については、成案において、規則第102条の2第3号ハ(2)によって計算された「投資上限額」としております。

44	その他	省令とはいえ、なぜ、消費者庁や内閣府消費者委員会と事前に意見交換、調整しないのか。調整したら提案すらできないと考えたから逃げたのか。国会議員に説明にまわる際に、日弁連が案に承諾したというような、事実と異なることを述べたことはないか。仮にあるのであれば、そこまでしないと提案すらできないと考えたのか。その時点でこのような提案をすることがおかしいと十分に認識していたのではないか。適正な手続きをふんだ上で提案しない、あるいは提案できないことの背景に何か後ろ暗いところがあるのか。	今回の勧誘規制の見直しについては、パブリックコメントの手続きを通じて幅広く御意見を募集しており、また消費者庁等の関係府省とも十分に協議を行い、委託者保護に留意した成案としております。
45	その他	内閣府消費者委員会の2013年11月12日付意見書でも、2014年4月8日付意見書でも、商品先物取引の不招請勧誘禁止規制の緩和に反対しており、その意見を尊重すべきである。	同上
46	その他	商品先物取引に関して、長年の苦情トラブルが絶えず、深刻な被害を出したことから、2009年改正で不招請勧誘禁止規定が導入され、それによって商品先物トラブルが大幅に減少した。不招請勧誘禁止規定の導入から3年経過したのみで、現在の消費者保護規定を後退させるのは、おかしい。	今回の改正は、規制改革実施計画（平成25年6月閣議決定）に基づいて、委託者保護に留意しつつ、市場活性化の観点から検討を行ったものですが、年齢要件、年収・金融資産要件、内部統制体制の構築義務など、重層的な規定により顧客保護を図っており、十分に委託者保護に留意したものになっています。
47	その他	電話・訪問による不招請勧誘の禁止は、アメリカのDo Not Callのように、さらに拡大すべきである。	『産業構造審議会商品先物取引分科会報告書』（平成24年8月）においては、「不招請勧誘の禁止についてはその導入時に、施行後1年以内を目途に規制の効果及び被害の実態等を踏まえ必要に応じて政令指定の対象を見直し、一般個人を相手方とする取引全てに拡大する旨の附帯決議が衆参両院でなされたところであるが、現時点においては、こうした拡大が必要な状況にはないと考えられ」とされているところではありますが、御意見については、今後の参考とさせていただきます。
48	その他	FX取引では、不招請勧誘禁止規定の導入で、むしろ取引は活性化している。商品先物市場が活性化されないのは、先物業者や先物市場が信頼されていないためである。投機性の高い取引を訪問・電話勧誘で、消費者を無理に巻き込むべきでない。	金融デリバティブ取引と商品先物取引は前提となる法規制や取引の構造も異なるため、単純に比較することは適当ではないと考えられますが、今回の見直しでは、年齢要件、年収・金融資産要件、内部統制体制の構築義務など、重層的な規定により顧客保護を図っています。
49	その他	現在でも、個人顧客に対し、金の現物取引やスマートCX取引を勧誘して顧客との接点を持つや、すぐさま通常の先物取引を勧誘し、多額の損失を与える被害が少なからず発生している実情があるのであり、産構審の取りまとめによれば、現時点では、実態として消費者・委託者保護の徹底が定着したとは到底いえないのであり、規則改正案のごとく、不招請勧誘禁止を見直すことは時期尚早である。	『産業構造審議会商品先物取引分科会報告書』（平成24年8月）においては、不招請勧誘規制について、「勧誘規制に関する類似の法改正や、関係者の法令遵守の取組が一定の効果を上げていると考えられる。・・・引き続き、規制の効果と被害の実態を検証していく」とされています。他方、今回の不招請勧誘の見直しは、規制改革実施計画（平成25年6月閣議決定）に基づいて、委託者保護に留意しつつ、市場活性化の観点から検討を行ったものです。 なお、御指摘の現物取引や損失限定取引は、規則第102条の2第1号イからニまでに掲げる契約に該当しないことから、御指摘の行為は、今回の改正後においても法214条9号の不招請勧誘の禁止規定に違反するものであり、かかる行為が行われることのないよう、厳しく監督してまいります。
50	その他	熟慮期間等の設定を考慮しても、70歳未満の個人顧客に対しては、電話又は訪問による勧誘を事実上解禁して、規則により、不招請勧誘禁止を定めた法律の規定を骨抜きにするものであって、消費者保護の点から許されない。このような規則の改正は、法律の委任の範囲を超えていると言わざるを得ないので、反対である。	法第214条第9号は、「委託者等の保護に欠け、又は取引の公正を害するおそれのない行為」について、不招請勧誘の禁止の例外として省令で定める旨規定しているところ、今回の改正は、法律の委任の趣旨に沿って、顧客保護に十分に留意した内容とされており、法律の委任の範囲内であると考えます。
51	その他	規則改正案及び指針改正案は、そもそも透明かつ公正な市場を育成し、委託者保護を図るべき監督官庁の立場と相容れないものである上、「委託者等の保護に欠け、又は取引の公正を害するおそれのない行為として主務省令で定める行為を除く」とする法律の委任の範囲を超え、施行規則によって法律の規定を骨抜きにするものと言わざるを得ない。	同上

52	その他	「顧客」という言葉が使われていますが、この言葉の意味が不明確です。国語辞典によると「顧客」とは「お得意さん、ひいきにしてくれる客」とあります。そうであるとなると、不招請勧誘とは、すでに顧客名簿が作成され相当程度の取引関係がある人に対して、アポイントメントなしで訪問したり電話をかけることを意味することになり、面識のない事業者による訪問や電話は禁止どころか想定されていないということになります。「顧客」という言葉について明確に定義していただく必要があると思います。	商品先物取引法において、「顧客」とは、商品先物取引業者の勧誘の相手方となる者全てを指しています。
53	その他	レバレッジ規制については、FXの場合は金融庁による規制であるが、習熟期間規制は、証券業界の自主規制である。商品先物取引業界の意識改革がいかに変わったかを問うものとして、一旦、レバレッジ規制と習熟期間規制を自主規制に委ねてみるのも一つの考え方と思う。	御指摘の内容については、委託者保護の観点から、自主規制ではなく規則において定めることが適当であると考えます。
54	その他	国内取引所取引の苦情トラブルは、産業構造審議会資料に示されているように平成17年以降、大幅に減少している。ここ数年は業者あたり1～2件の苦情トラブルしか発生していないことから、問題のある業者は姿を消したとみて、見直しをしても問題はないと考えられる。また、そもそも、トラブルがほとんど発生していない会社もあることから、一緒にに規制をかけることは適当ではない。今後は、むしろ、不適切な営業社員がいた場合には、永久追放するなどの措置を講ずることや海外の規制のように、悪質な違反行為に対して刑事罰を科すことが必要ではないか。	今回の改正は、規制改革実施計画(平成25年6月閣議決定)に基づいて、委託者保護に留意しつつ、市場活性化の観点から検討を行ったものです。御指摘も踏まえて、悪質な違反行為を行った外務員については、自主規制機関において、いわゆる永久追放を行えるよう措置することを検討しています。
55	その他	改正案は、施行規則第102条の2について、信用取引などリスク取引の経験者に対する勧誘を不招請勧誘の禁止の適用除外とするとともに、「顧客」概念から「既契約者」概念への変更を提案するものである。 この考え方は基本的には妥当であるが、金融商品取引法38条4号は、政令指定のものに限って不招請勧誘を禁止し、施行令16条の4は不招請勧誘が禁止されるものを列挙するのに対して、商品先物取引法214条9号は、金融商品取引法と同じように不招請勧誘の禁止は政令指定のものに限るとしながら、政令(施行令第30条)は個人である顧客を対象とした通常取引(損失限定取引でない取引)の契約等を掲げるだけであって、実質的には施行規則第102条で不招請勧誘禁止の適用除外を定めている。 このように、金融商品取引法と商品先物取引法とでは、法そのものの形式は類似しているが、実質的には、金融商品取引法では不招請勧誘が禁止される場合を政令で定めているのに対して、商品先物取引法では不招請勧誘が禁止されない場合を省令で定めているということになり、統一性を欠くものであって、金融商品取引法に倣って統一化することが望ましいと考えられる。	商品先物取引法においては、金融商品取引法と同様に、政令において不招請勧誘が禁止される対象を規定し、その上で、省令において適用除外となる行為を規定しています。
56	その他	一般論として海外、特に欧米では業者に対する規制に関しては、入口の門戸は広く開放し、問題が発覚した際に厳罰で臨むことが多いが、我が国では入口規制が厳しすぎると思われる。業者が問題を起こした際に即、永久追放、免許取り消し、その他の懲罰を課せば良いのではないだろうか。クレームや紛議は激減するであろう。マーケットにおいては流動性が最も大切な要素であり、極力、多種多様な投資家の参加によりバランスが取れた市場になり公正な価格が形成される。流動性が増すことにより国内外のヘッジャーを市場に呼び込むことが可能になり、それによって我が国がアジアにおける商品価格の決定権を維持することは国益にも適う。さて不招請勧誘であるが、現状の商品先物取引の認知度のアップのためには規制の撤廃もしくは緩和が望ましい。過去の商品先物取引の悪いイメージを払拭するためにも啓蒙及び営業活動を積極的に行ってほしい。	御意見については、今後の執務の参考とさせていただきます。

57	その他	基本的に賛成だが、現物株や投資信託等を含めた、もう少し広い枠組みにしていきたいと思います。 損失のリスクがあることを理解して投資を行っているはずなので、ある程度の投資をおこなっているのであれば、リスクの大小に関してはしっかりと説明を行えば、あとは自己責任ということになるかと思います。仕組み・リスク等の説明時に現物株等よりもハイリスク・ハイリターンであることを説明すれば良いかと思います。	商品先物取引を行うに当たっては、リスクの大小のみならず、商品先物取引が有するリスク(損失額が証拠金の額を上回るおそれがあること等)を理解をしている必要があります。御意見については、今後の参考とさせていただきます。
----	-----	--	---